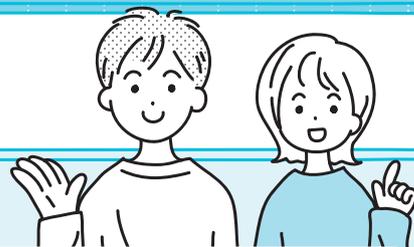
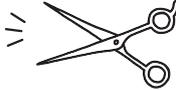


契約クイズ



基本問題です。YESかNOで答えよう。

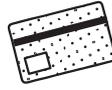
Q1 美容室で髪をカットしてもらった。これって契約?  YES NO

Q2 契約書にサインや押印(ハンコ)をしていなければ、契約は成立していない? YES NO

Q3 お店で洋服を買った。他の店でもっと安く売っていたので返品したい。できるかな? YES NO

Q4 インターネットで購入したバッグ。送られてきたけど気に入らない。クーリング・オフできる? YES NO

Q5 20歳でも収入のない学生なら、契約の取り消しができる? YES NO

Q6 クレジット(credit)の意味は「借金」である。  YES NO

Q7 友達と一緒に買い物に行き、「あとでお金を返すからクレジットカードを貸して」と言われ、私のカードで買い物をした。でも、友達は払ってくれない。カード代金は私が支払わなければならないの? YES NO

Q8 商品の購入などの契約で困ったときにかける電話番号は「188」 YES NO

Q9とQ10は難問です! AまたはBのどちらが正しいか選択しよう。

Q9 ネット通販でブランドのスニーカーを注文したら偽物が届いた。ネット通販をするときに保存しておくといものはなに?



- A 注文が確認できる画面のスクリーンショット。
- B 宅配便でスニーカーを受け取ったときに箱などに付いている宅配便の伝票。

Q10 脱毛エステを50万円で契約後、クーリング・オフ期間が過ぎたらもう解約できない?

- A クーリング・オフ期間が過ぎたら解約できない。
- B 中途解約はできる。しかし、解約手数料を支払う。



契約クイズ 答え



Q1 YES ▶ ■ 「Caution!」 2ページ

美容室で髪をカットすることも契約です
物の売買だけでなく、サービスを受けるときも契約が発生します!

Q2 NO ▶ ■ 「Caution!」 2ページ

契約は押印していなくても成立します
口約束でも成立するので要注意!

Q3 NO ▶ ■ 「Caution!」 2ページ

契約は、自分の都合で勝手にやめられません
支払いと商品を受け取る義務があり、法的拘束力が発生します!

Q4 NO ▶ ■ 「Caution!」 7ページ

通信販売は、クーリング・オフができません(返品特約に従います)
返品特約がない場合は、商品が届いてから8日間の返品制度があります!

Q5 NO ▶ ■ 「Caution!」 2ページ

収入がないことを理由に契約は取り消せません
契約の取り消しができる「未成年者取消権」は18歳から使えません!

Q6 NO ▶ ■ 「Caution!」 5ページ

クレジット(credit)の意味は「信用」です
クレジット会社が利用者を「信用」して商品の代金を立て替えています!

Q7 YES ▶ ■ 「Caution!」 5ページ

クレジットカードは他人に貸すことは禁止されています
他人が利用した分もカード会員本人が支払わなければなりません!

Q8 YES ▶ ■ 「Caution!」 15ページ

「泣き寝入りは188(いやや)」と覚えよう
消費生活センターへつながり、解決に向けたお手伝いをします!

Q9 A ▶ ■ 「Caution!」 2ページ、7ページ

解説

インターネット通信販売の場合、注文確認メールを受信したときに契約が成立します。万が一トラブルになった際に、スクリーンショットが有効な証拠となる場合があります。「注文を確定しますか?」などの**注文の最終確認画面**をスクリーンショットで証拠として保存しておく
と安心です。

Q10 B ▶ ■ 「Caution!」 14ページ

解説

クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、**5万円を超え、かつ1か月を超える契約の場合**は、違約金や解約手数料を支払うことで中途解約ができます。

